

役場税務住民課からのお知らせ

📢 児童手当制度が一部変更になります

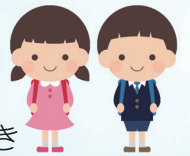
中学校修了前の子どもを養育している人に支給している児童手当について、令和4年6月分から制度が一部変更になります。

①現況届の提出は原則不要になります。

毎年6月1日時点の受給要件を確認するため、現況届の提出が必要でしたが、令和4年度から受給者の状況を住民基本台帳などで確認することで、現況届の提出が原則不要になります。

②次の変更があった人は新たに届出が必要です。

- ・智頭町外に住民票がある配偶者、児童の住所が変わったとき
- ・婚姻や子の実の親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者などを有するに至ったとき
- ・離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき（3歳未満の児童がいる場合のみ）
- ・振込口座を受給者名義の別の口座に変更するとき
- ・児童を養育しなくなったことなどにより、手当の対象となる児童がいなくなったとき
- ・受給者が公務員になったとき ・受給者が死亡したとき ・所得に変更があったとき 等



③新たに所得上限額が設けられます。

児童手当制度は児童の父または母のうち前年の（1月分から5月分までは前々年）の所得が高い人が受給者になります。令和4年6月分の手当から、新たに所得上限額が設けられ、受給者の所得が所得上限額以上の場合は、受給資格が消滅し、手当を受けることができなくなります。

所得上限額を上回ったため受給資格が消滅になった人が、翌年対象となる所得が所得上限額未満となった場合は、再度手当を受けることができます。手当を受け取るためには、改めて申請が必要になります。

問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4118

☆かみかみ食育レシピ☆

かみかみ野菜の卵焼き (エネルギー 111kcal
塩分: 0.4 g)

【材料 (2人分)】

- ・卵: 2個
- ・ほうれん草: 1/3袋
- ・にんじん: 1/4本
- ・切り干し大根: 5g
- ・ごま油: 小さじ1/2
- ★醤油: 小さじ1/2
- ★砂糖: 小さじ1/2

【作り方】

- ①ほうれん草はさつとゆでて2cm幅に切る。
切り干し大根は水戻しして2cm長さ切る。
にんじんは皮をむいて3cm長さの干切りにしておく。
- ②フライパンに油を熱して切り干し大根とにんじんを炒め、★で調味する。
- ③卵を溶きほぐし、②とほうれん草を混ぜ合わせ、焦がさないように焼く。

よく噛んで食べると
食べ物がおいしくなったり、
消化吸収を助けたり、
健康に役立つ効果が
たくさんあります♪



問合せ先 保健センター福祉課 ☎75-4101